

国立大学法人群馬大学ベストティーチャー賞表彰実施要項

平成19. 3. 1 制 定
改正 平成20. 7. 24 平成21. 10. 28
平成22. 10. 25 平成23. 6. 27
平成25. 4. 1 平成27. 10. 7
平成31. 2. 1 令和 2. 4. 1
令和 3. 4. 1

(目 的)

第1 この要項は、群馬大学（以下「本学」という。）の共同教育学部、情報学部、医学部医学科、医学部保健学科、理工学部及び大学教育・学生支援機構（以下「各学部等」という。）において教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、群馬大学ベストティーチャー賞（以下「ベストティーチャー賞」という。）を授与し、その功績を表彰するとともに、公開授業等を通して広く周知することにより、本学の教員の意欲向上及び大学教育の活性化を図ることを目的とする。

(受賞候補者の推薦)

第2 共同教育学部長、情報学部長、医学部医学科長、医学部保健学科長、理工学部長及び大学教育・学生支援機構長（以下「各学部長等」という。）は、第3に規定する選考基準に該当する者で、受賞が適当であると認める者（以下「受賞候補者」という。）を学長に推薦することができる。

2 前項の規定にかかわらず、各学部長等は、前年度に当該各学部等から推薦し、受賞した者を推薦することはできない。

3 各学部長等は、受賞候補者の選考に当たって、必ず学生の意向を聴取しなければならない。

4 各学部長等は、当該各学部等における受賞候補者の選考方法を別に定め、公開する。

(選考基準)

第3 受賞者は、本学の常勤の教員（退職予定者を除く。）のうち、各学部等において開設している授業及び当該授業に係る成績評価を行うとともに、シラバスを作成し、かつ、教員評価における実施手順を確実に履行している者で、前年度の授業について次の各号のいずれかに該当するものの中から選考する。

(1) 各学部等で開設している授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者

(2) 教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者

(3) 能動的な学修への学生の主体的な参加を取り入れた教授法（アクティブ・ラーニング）により教育効果の高い授業を実践した者

(4) その他意欲的な情熱をもって教育活動に取り組み、顕著な教育成果をあげた者

(受賞区分及び受賞者数)

第4 受賞の区分及び受賞者数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学長賞	若干人	
(2) 優秀賞	共同教育学部	2人以内
	情報学部	1人以内
	医学部医学科	2人以内
	医学部保健学科	1人以内
	理工学部	3人以内
	大学教育・学生支援機構	3人以内

(審査委員会)

第5 受賞候補者を審査するため、審査委員会を置く。

2 審査委員会は、学長、理事（非常勤を除く。）及び各学部長等をもって組織する。

3 審査委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

(受賞者の決定等)

第6 学長賞及び優秀賞は、各学部長等から推薦のあった受賞候補者の中から選考する。

2 学長は、審査委員会の議を経て、受賞者を決定する。

(重複受賞等)

第7 各学部等の重複受賞は、これを妨げない。

2 学長賞及び優秀賞の受賞回数は、これを制限しない。

(表彰の方法)

第8 学長は、受賞者に対し表彰状及び副賞を授与する。

2 表彰状は、別紙様式第1及び別紙様式第2とする。

3 第1項の副賞は、教育研究の支援のための報奨金とし、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学長賞 1人当たり 200,000円（優秀賞の副賞100,000円を含む。）

(2) 優秀賞 1人当たり 100,000円

(表彰の時期)

第9 表彰は、原則として毎年度1回行う。

(学長賞受賞者による公開模擬授業)

第10 学長賞受賞者による公開模擬授業を実施する。

2 本学の教員は、前項の公開模擬授業に参加するものとする。ただし、やむを得ない事由により参加できない者については、各学部等で代替措置を講じるものとする。

(受賞者の公開授業)

第11 受賞者は、受賞後に各学部等において公開授業を行う。

2 前項の公開授業の実施に当たっては、各学部等と調整を行う。

(事務)

第12 ベストティーチャー賞に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(要項の改廃)

第13 この要項の改廃は，学長が行う。

(雑 則)

第14 この要項に定めるもののほか，ベストティーチャー賞に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

この要項は，平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要項は，平成20年7月24日から施行し，平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は，平成21年10月28日から施行する。

附 則

この要項は，平成22年10月25日から施行する。

附 則

この要項は，平成23年6月27日から施行する。ただし，第2第2項ただし書の規定は，平成22年度の受賞者から適用する。

附 則

- 1 この要項は，平成25年4月1日から施行する。
- 2 第1，第2及び第4の規定の適用については，平成25年3月31日に工学部に在学する者（平成25年4月1日以降に当該学部編入学，転入学及び再入学する者を含む。）が当該学部在学しなくなるまでの間，同規定中「理工学部」とあるのは「理工学部（工学部を含む。）」に，「理工学部長」とあるのは「理工学部長，工学部長」とする。

附 則

この要項は，平成27年10月7日から施行する。ただし，第3第3号の規定は，平成28年度の受賞者の選考から適用する。

附 則

この要項は，平成31年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1，第2及び第4の規定の適用については，令和2年3月31日に教育学部に在学する者（令和2年4月1日以降に当該学部転入学及び再入学する者を含む。）が当該学

部に在学しなくなるまでの間、同規定中「共同教育学部」とあるのは「共同教育学部（教育学部を含む。）に、「共同教育学部長」とあるのは「共同教育学部長，教育学部長」とする。

附 則

- 1 この要項は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1，第2及び第4の規定の適用については，令和3年3月31日に社会情報学部に在学する者（令和3年4月1日以降に当該学部編入学，転入学及び再入学する者を含む。）が当該学部在学しなくなるまでの間，同規定中「情報学部」とあるのは「情報学部（社会情報部を含む。）に、「情報学部長」とあるのは「情報学部長，社会情報学部長」とする。

表 彰 状

群馬大学ベストティーチャー賞

優 秀 賞

○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

あなたは（元号） 年度の教育実践において顕著な
成果をあげられました

よってその功績をたたえるとともに今後より一層教育
活動に精励されることを期待しこれを賞します

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学長

○ ○ ○ ○ 印

（規格A4）

